電気通信事業法第33条第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

別表 2 接続形態

1 適用

· 22/1	
区 分	内 容
(1)~(2) (略)	(略)
(3) 表の適用	本表においては、接続形態を次の各号により規定します。 ア〜ク (略)

旧

別表 2 接続形態

1 適用

. 22713	
区 分	内 容
(1)~(2) (略)	(略)
(3) 表の適用	本表においては、接続形態を次の各号により規定します。
	ア〜ク (略)
	ケ 第1欄及び本欄アの規定にかかわらず、本欄の第1表において、「発信事
	業者欄」又は「着信事業者欄」に「活用型PHS事業者」と記載されている場
	合であって、「経由事業者欄」に「中継事業者及び当社等」と記載されている
	ときは、当社等を経由せずに接続することがあります。

附 則 (平成 23 年 11 月 24 日東相制第 11-0113 号)

この改正規定は、平成23年11月24日から実施します。